

砺波市農業委員会 2月総会議事録

開催日時 令和4年2月8日(火)午後2時

開催場所 砺波市役所 3階 小ホール

出席した委員 27名

1番	老 健	16番	江成 周彦
2番	鴨井 克之	17番	樋掛 雅彦
4番	舘 和香子	19番	平木 哲
5番	川邊 洋	20番	山本 涉
6番	源通 一郎	21番	山本 憲政
7番	松原 光雄	22番	宮崎 雄介
8番	飯田 輝一	23番	原野 敬司
9番	堀田 敬三	24番	前野 久
10番	齋藤 徹	25番	石田 智久
11番	吉田 一馬	26番	飛田 明雄
12番	片山 雅喜	27番	野原 外茂雄
13番	黒田 英嗣	28番	吉田 孝夫
14番	川邊 孝之	29番	西原 登
15番	土田 英雄		

欠席した委員 2名

3番	境 真由美	18番	亀永 理恵
----	-------	-----	-------

傍聴人

なし

出席した事務局職員 3名

事務局長 津田 泰二 主幹 大石 哲也 主査 瀬賀 晶子

農業振興課 1名

農地調整係 主事 蟹田 凌太郎

付議案件

議事

- 議案第 3 1 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による転用許可申請に対し意見決定について
- 議案第 3 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による所有権移転転用許可申請に対し意見決定について
- 議案第 3 3 号 事業計画変更の申請に対し意見決定について

協議

- 協議第 1 号 農用地利用計画の変更について

報告

- 報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の報告について
- 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の報告について
- 報告第 3 号 農業経営改善計画の認定について

(開会 14:00)

事務局 定刻となりましたので、ただ今から「令和3年度・砺波市農業委員会2月総会」を開会いたします。

それでは、会議に先立ちまして、平木会長からご挨拶がございます。

会長 2月に入って大雪に見舞われましたが、北陸らしい気候だなあと感じます。

新型コロナウイルスが国内で猛威を振るい、なかなか終息する気配がありません。また、あらゆる行事が中止となり、気づけばもう3月に入ろうとしています。

もうすぐ水稻の播種準備等、せわしい時期となりますが、どうか、新型コロナウイルスが早く終息するよう切に願っております。

今日の案件について、慎重審議をお願いします。

事務局 ここで、ご報告いたします。

本日は、在任委員29名中、27名が出席されています。

よって、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の総会が成立していることをご報告いたします。

この後は、お手元の総会次第にしたがって進めさせていただきます。

なお、「砺波市農業委員会会議規則第5条の規定」により、総会の議長は、会長が務めることになっておりますので、平木会長に議長をお願いいたします。

それでは、よろしく願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります前に、私から、議事録署名委員を指名させていただきます。よろしいでしょうか。

委員 (異議なしの声)

議長 それでは、議席番号14番 川邊 孝之委員・議席番号15番 土田 英雄委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

「議案第31号 農地法第4条第1項の規定による転用許可申請に対し意見決定について」、事務局より説明願います。

事務局 議案書の1ページをお願いします。

今月の案件は、1件でございます。

(議案書番号1朗読)

別添の「農地転用申請位置図」の1ページから4ページ及び17ページまでと、併せてお願いします。

申請地は、10ha以上の一団の農地の区域内にあり、農地区分は「第1種」になります。

農地転用の許可基準は、「既存施設の拡張」に該当します。

本件は、農機具などの格納庫を地目が農地のまま建設していたことが分かりましたので、このたび是正するものです。

以上でございます。

ご審議をお願いいたします。

議長 　　ただ今、事務局より説明のありました「議案第31号」について、補足説明やご質問等がありましたら、挙手願います。

委員 　　（「はい」の声あり）

議長 　　川邊委員、どうぞ。

川邊洋委員　この件につきましては、令和3年10月の総会において、農用地区域からの除外申請が承認されている案件です。

現地は既に宅地となっており、正式な農地転用の申請をされるものです。また、関係者等の承認を得ています。

ご審議賜りますようお願いいたします。

議長 　　他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので採決を行います。
ただ今の「議案第31号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

委員 　　（全員挙手）

議長 　　全員挙手につき、本件は、原案どおり、可決いたします。
続きまして、「議案第32号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転転用許可申請に対し、意見決定について」、事務局より説明願います。

事務局 　　議案書の2ページをお願いします。
今月の案件は、3件でございます。

（議案書番号1朗読）

別添の位置図の5ページから8ページ及び18ページまでと、併せてご

覧ください。

申請地は、公共施設整備済区域内にあり、農地区分は「第3種」になります。

農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。

譲受人は、現在、妻とアパートに暮らしています。

今後、農業や地域の担い手になることから、実家に近接した農地に分家住宅を建築するものです。

(議案書番号2朗読)

別添の位置図の9ページから12ページ及び19ページまでと、併せてご覧ください。

申請地は、10ha以上の一団の農地の区域内にあり、農地区分は「第1種」になります。

農地転用の許可基準は、「集落接続」に該当します。

譲受人は、現在、夫と子供の4人でアパートに暮らしています。

親の世話や子供の教育等を考慮し、砺波市内に住居を構えたいと希望しており、このたび、実家に近接した農地に分家住宅を建築するものです。

(議案書番号3朗読)

別添の位置図の13ページから16ページ及び20ページまでと、併せてご覧ください。

こちらの案件は、議案第33号番号1と関連する案件となります。

申請地は、公共施設整備済区域内にあり、農地区分は「第3種」になります。

農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。

申請の農地は、昭和58年に譲渡人が分家住宅を建築する目的で転用の許可を受け、すでに宅地造成が済んでいる案件となります。

譲渡人は、自己の都合により、住宅の建築が未着工のままとなり、このたび、譲受人に売り渡すことになりました。

このため、改めて、農地転用申請を行うものとなります。

譲受人は、現在、妻とアパートに暮らしています。

譲受人の仕事の関係もあり、砺波市内に住居を構えたいと希望していたところ、このたび、申請地において話がまとまり、申請に至りました。

以上でございます。

ご審議をお願いいたします。

議長 　　ただ今、事務局より説明のありました「議案第32号」について、補足説明やご質問等がありましたら、挙手願います。

- 委員 (「はい」の声あり)
- 議長 堀田委員、どうぞ。
- 堀田委員 3番の案件については、造成後に地価の上昇を待って、転売しようと思えば、できてしまうのですか。
- 事務局 事務局は、申請人が農地転用許可を受けたにも関わらず、住宅の建設が未着工になった理由と、なぜ売り渡す必要があるのかという点について事業計画や聞き取り等により確認を行い、県とも協議した結果、この案件は昭和58年に許可を受けたものであり、転売目的ではないと判断していません。
後ほどの案件になりますが、許可を取り下げると同様の事業計画変更をした上で、新たな譲受人との農地転用許可申請をするものです。
- 堀田委員 場合によっては、原状回復命令とか厳しい指導でもしないと、転売目的で農地転用されたら優良農地が減っていくことが懸念されます。
- 議長 現況は、どうなっていますか。
- 事務局 宅地造成はさせていますが、構造物はないことを確認しました。
- 樋掛委員 かなり以前の案件ですが、その間、誰も確認してこなかったということが問題なのではないですか。
- 事務局 この案件は、40年程前の許可になるため明確なことは言えないのですが、近年は、県からは、市町村を通じて許可後の現状把握について厳しく指導されており、砺波市では報告のない案件についても、該当者への通知や聞き取り等を行い、現状把握しています。
- 議長 他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第32号」につきまして、賛成の方は、挙手願います。
- 委員 (全員挙手)
- 議長 全員挙手につき、本件は、原案どおり、可決いたします。
続きまして、「議案第33号 事業計画変更の申請に対し意見決定について」事務局より説明願います。

事務局 議案書の3ページをお願いします。
今月の案件は、1件でございます。
こちらの案件は、議案第32号番号3でご説明したとおりです。
このたび、土地の譲渡に伴い、所有権が移転することから、事業計画の変更を行うものです。
以上でございます。
ご審議をお願いいたします。

議長 議長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第33号」について、補足説明やご質問等がありましたら、挙手願います。

議長 議長 ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第33号」につきまして、賛成の方は、挙手願います。

委員 (全員挙手)

議長 議長 全員挙手につき、本件は、原案どおり、可決いたします。
続きまして、報告事項に入ります。
「協議事項1号 農用地利用計画の変更について」、事務局より説明願います。

事務局 議案書の4ページをお願いします。
昨年12月に受付の農振除外の願出は、上段の一般案件、下段の軽微な案件がそれぞれ1件で、あわせて2件でございます。

{除外案件(一般)の番号1朗読}

まず、上段の一般案件の番号1について、除外後の用途は、注文分譲住宅地となります。

別添の農振除外申請位置図の1ページから4ページまでと併せてお願いします。

願出地は、市街地近郊において、公共インフラ整備が整っているところです。

市街地において、建売及び注文住宅用地が不足していることや、宮村地域において分家住宅用地が不足していることもあり、生活及び交通の利便性が高い願出地において分譲住宅用地を計画をしています。

{軽微な変更案件の番号1朗読}

軽微な変更の番号1について、変更後の用途は、農機具格納庫敷地とな

ります。

別添の農振除外申請位置図の5ページから8ページまでと併せてお願いいたします。

自己所有の農地の一部に、農機具の格納庫・資材置き場等の整備を計画しています。

以上でございます。

ご審議をお願いいたします。

議 長 　ただ今、事務局より説明のありました「協議事項1号」について、補足説明やご質問等がありましたら、挙手願います。

議 長 　ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「協議事項1号」につきまして、賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議 長 　全員挙手につき、本件は、原案どおり、可決いたします。
続きまして、報告事項に入ります。
報告第1号・報告第2号・報告第3号について、事務局より説明願います。

事 務 局 　(報告第1号・第2号・第3号朗読)

議案書の5ページ、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、議案書の22ページ、報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について、議案書の26ページ、報告第3号、農業経営改善計画の認定につきましては、記載のとおり、5件の「法人経営体」と3件の「個人経営体」が再認定となっています。

私からは、以上でございます。

議 長 　ただ今、報告を受けた報告内容について、ご意見・ご質問等は、ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 　ご質問等がないようですので、報告事項につきましては、以上とさせていただきます。

これで、総会に付議されたすべての案件の審議を終了しました。

これにて閉会いたします。

(閉会14:45)